

山口県公文書管理委員会運営要領（案）の概要

1 趣旨

山口県公文書管理委員会規則（令和5年山口県規則第7号）第7条の規定に基づき、山口県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるもの。

2 構成

委員会の運営に係る具体的な事項について、下の第1章から4章により構成

第1章 総則

第2章 審査請求の審議

第3章 規則、指針の制定等及び特定歴史公文書の廃棄の審議

第4章 補則

附則

3 内容

第1章 総則

・会議の招集

委員会の会議を招集するときには、あらかじめ、日時、場所、議題等を委員に通知の上行うこと等を規定。

・委員会の議事録等

委員会では議事録を作成することとし、議事録は、審査請求に係る諮問及び非公開とすることが必要であると認められる場合を除き、公開とすること等を規定。

第2章 審査請求の審議

・部会の設置

審査請求に係る諮問があった時に会長は部会を置くことができる、部会は会長が事案ごとに3名の委員を指名して構成、部会の決議をもって委員会の決議とする、等規定

・委員の除斥

諮問案件に利害関係がある委員は、調査審議に参加することができないことを規定。

・審査請求に係る手続き

審査請求に係る審査関係人への資料要求等の手続きについて規定。

第3章 規則、指針の制定等及び特定歴史公文書の廃棄の審議

・規則、指針の制定等

規則の制定等に係る諮問は、あらかじめ知事から規則の制定等の案その他必要な資料提出を受けて行うこと等を規定。

- ・ 特定歴史公文書の廃棄

特定歴史公文書の廃棄に係る諮問は、あらかじめ知事から廃棄しようとする特定歴史公文書等に係る目録、複製物の有無、廃棄に至った経緯その必要な資料の提出を受けて行うこと等を規定。

第4章 補則

- ・ 補則

委員会規則、運営要領のほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮った上で定めることを規定。

附則

- ・ 施行日

施行日は令和6年4月1日とする。但し、第2章の審査請求に係る規定、第3章中第22条（特定歴史公文書の廃棄の諮問に係る規定）以外の規定については、本日（令和5年7月24日）施行とする。